

令和6年度 川西市自動録音電話機等購入補助金事業 申請の手引き

補助金の交付を希望される方は、機器を購入する前に必ずお読みください。

令和5年中に市内で発生した特殊詐欺被害件数は41件に上りました。兵庫県内では1,224件・約19億9千万円にも達しています。

犯人からの電話のほとんどは固定電話にかかってくる。電話に出してしまうと、相手の巧みな話術によってだまされるリスクが高くなります。被害を防ぐためには、犯人からの「電話に出ない、相手にしない」ことが一番です。

川西市では、特殊詐欺の被害を防止するために、65歳以上の市民を対象に、自動録音等の機能のある「固定電話機」または「外付け自動録音機」の購入費を補助します。

機器の条件などがありますので、この手引きをよく読んで申請をお願いします。



申請期限 令和7年1月31日まで。

※ただし予算上限に達した場合、申請期限前に受付を終了する場合があります。(先着順)

市ホームページはこちらから



お問い合わせ：川西市役所 生活安全課

〒666-8501 川西市中央町12-1 電話072-740-1333

(業務時間：平日 午前9時から午後5時、土日祝日・年末年始を除く)

1 補助金の対象者（次の要件すべてに該当する方）

- ・川西市内に住民登録があり、実際に居住していること。
- ・令和7年3月31日時点で65歳以上であること（65歳の誕生日前でも申請できます）。
- ・川西市税を滞納していないこと。
- ・令和4年度に川西市から自動通話録音機の貸与を受けていないこと。
- ・過去に同一世帯で本補助金の交付を受けている方がいないこと。（1世帯1台限り）

2 申請受付

- ・生活安全課へ持参、郵送もしくはオンラインフォームで申請してください。
（ただし、代理人の口座に振り込む場合は、申請者自筆の委任状が必須です）
※オンラインフォームは市のホームページにあります。（表紙のQRコードから）
- ・申請期間：令和7年1月31日（金）まで
ただし予算上限に達した場合、申請期限前に受付を終了する場合があります。（先着順）

3 対象機器等

補助金の対象は、令和5（2023）年12月13日以降に購入した、リストに記載されている①と②両方の機能を備えた新品の「固定電話機」または「外付け録音機」です。

- ①「着信前自動警告機能」・・・着信の呼び出し音が鳴る前に、**自動で**「この電話は防犯のため録音されます」等の警告メッセージを流す機能。
- ②「自動録音機能」・・・通話内容を**自動で**録音する機能。

※①②の両方の機能を備えていれば対象ですが、リストにない機器を購入する場合、必ず**購入する前**に生活安全課へお問い合わせください。

※留守番電話機能のみの機器は対象外です。②については手動録音は対象になりません。

※中古品は補助対象外です。また、新品や未使用品であっても、オークションやフリーマーケット、フリマサイトなど個人間売買での購入は補助対象外です。



4 補助金額

- ・対象の固定電話機・・・**上限 10,000 円**
- ・対象の外付け自動録音機・・・**上限 5,000 円**

※ただし、購入額が上限に満たない場合は、購入額を補助します。

※100 円未満は切り捨てになります。

例：9,850 円の固定電話機の場合・・・9,800 円を補助

6,980 円の外付け自動録音機の場合・・・上限の 5,000 円を補助

※修理、点検、消耗品の交換、通信費、電気代、設置や配送等に係る経費、補助対象機器に付随するサービス（ナンバーディスプレイなど）及び利用に要する費用は補助対象外です。

例：9,800 円の機器 + 送料 600 円 = 10,400 円の場合、補助金は 9,800 円

※1 世帯につき、固定電話機か外付け自動録音機のどちらか 1 台限りです。

※各種ポイントを利用して支払いをした場合、利用したポイント分は補助対象外です。

（例：12,500 円の機器をポイント 3,000 円分を使って購入→ 補助金は 9,500 円）

5 申請に必要なもの

①申請書兼請求書（様式 1）

（川西市ホームページからダウンロード、生活安全課（市役所 2 階 1 番）、各行政センター、アステ市民プラザで配布）

②対象機器を購入したことがわかるレシートまたは領収書兼明細書等（購入金額、購入年月日、製品名（型番）が全て記載されたもの）のコピー *宛先が法人名等は不可。

③振込先銀行、支店名、口座番号および口座名義人（**フリガナ**）が確認できる通帳（キャッシュカード）のコピー

※振込先は申請者本人名義の口座です。代理人の口座の場合は委任状欄に申請者が自筆で記入いただく必要があります。

※ゆうちょ銀行の場合は、通帳の表紙をめくった見開きをコピーし、（右図のイメージ）申請書にはここに記載の店番と番号を記入してください。



④（リストにない機器を購入する場合のみ）

必ず購入する前に、生活安全課へお問い合わせください。カタログ、説明書等で製品名（型番）、必要な機能が分かるページのコピーを提出いただきます。対象外の機器には補助金が交付できません。

6 購入から、申請、補助金交付までの流れ

- ①補助金対象の機器を購入（対象機器リストから）
- ②必要書類を添えて申請（窓口、郵送、オンラインフォーム）* 委任状は自筆が必須です。
- ③審査および実際に機器を使用しているかどうか電話を掛けて調査
- ④通知書（交付の可否）を郵送
- ⑤交付可の場合、指定口座に補助金を振り込み
(通知書が届いてから2週間程度。万一、振込不能が生じた場合は確認のご連絡をします。)

7 注意事項

- ・補助対象は、1世帯につき、固定電話機または外付け録音機のいずれか1台限りです。
- ・購入した機器は必ず申請された住所地、電話番号で使用してください。
市役所から電話し、実際に電話に接続されていることを確認した上で補助金を振り込みます。
- ・インターネットショッピングや通販での購入も補助対象ですが、購入金額、購入年月日、製品名（型番）が全て記載された領収書等のコピーが必ず必要です。
ただし、新品でもオークションやフリマサイト等での購入は補助対象外です。
- ・ポイント及び金券等を利用して支払いをした場合、利用したポイントや金券等分は補助対象外となります。
- ・補助金交付後6年間は、購入した機器を譲渡、交換、売払、貸付け、担保に供することはできません。
- ・購入機器の使用状況について、川西市からアンケートを実施させていただきますので、ご協力をお願いします。



お問い合わせ： 川西市役所 生活安全課

(2階1番窓口)

〒666-8501 川西市中央町12-1

電話072-740-1333

業務時間：平日 午前9時から午後5時

(土日祝日・年末年始を除く)